

元町町づくり協定

策定・運用 元町自治運営会

町づくりの理念

第1 町づくりの考え方

元町は、北を運河に接し、南に緑豊かな丘をひかえ、東に海を望む美しい町であり、横浜開港以来、西洋文化を進取し、近代日本の商業をリードしてきた誇りある歴史を持つ町です。

先人達が築いてきた歴史と文化、豊かな環境を守りつつ、人々がふれあう、開かれた魅力ある生活空間として元町を継続発展させて行きます。

住むことと商うことが、誇りと良識を持つ人々によって共生する町、いつまでも安心して暮らしていく明るく、豊かで、安全な地域社会を創り、次世代へと受け継いで行くことを目指します。

第2 町づくりの基本方針

- 歴史・文化と地理的な条件を生かし、魅力ある町づくりを推進します。
- 住む人と商う人が共生する地域社会を目指します。
- 人々が住み続けることのできる、安心で安全な居住環境の維持に努めます。

第3 町づくりの推進組織

- 本協定を管轄する「元町自治運営会」は、町づくりの推進と地区計画および本協定の適正な運用をはかるため、「町づくり委員会」を設置し、次に掲げる事項について関係者の意見を集約し、決定・実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体、機関と連絡調整を行ないます。
 - 本協定の内容および適用範囲に関すること。
 - 建物の新築・増改築および改修・改装に伴う事前協議に関すること。
 - 道路等についての改修などの整備、維持管理に関すること。
 - その他、本協定区域内の町づくりに関し、必要と認める事項に関すること。
- 「町づくり委員会」は、各丁目より元町自治運営会の会員3名以内と元町自治運営会会长を含めた11名以内で構成し、内6名以上は地域住民または地権者とします。委員は会長によって任命され、委員長は任命された委員からの互選とします。
- 「町づくり委員会」は必要に応じて、元町地区内関係者、公共団体等関係団体・機関および学識

経験者、専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができます。

- 元町の各組織間に関係する協議事項が生じた場合、「町づくり委員会」は「元町まちづくり協議会」の召集を要請することができます。
- 本協定に定めるもののほか、本協定の運用および組織について必要な事項は別途定めることとします。

第4 町づくりの運営

- 「町づくり委員会」は、協定の円滑な運営に努めるとともに、本協定を広く周知徹底し、多方面の人々の意見や町の声を反映させるよう柔軟な対応をすることとします。
- 本協定の改定は、「町づくり委員会」で改定案をまとめ、元町自治運営会の総会で決議することとします。
- 町づくりを推進するために、適用区域内の住民、事業者はすべて元町自治運営会に入会してください。

第5 適用区域および対象

- 本協定は、中区元町全域に適用されます。
- 本協定は、適用区域内における住民、事業者および土地、建物等の所有者を対象とします。
- 本協定の適用区域内において、住宅に供する建物の新築・増改築および改修・改装等を行なう場合は、元町自治運営会に届出を行った上、「町づくり委員会」の事前協議等を受けることとします。協議が必要な事項や手続きの詳細については別途定めます。

町づくり協定(本文)

元町の魅力的な景観を維持し、住み続けることができるよう(建築・景観等)

第1 建物の用途について

[主旨・総則]

元町のそれぞれの通りや場所に応じた住まいとし、騒音の発生や風紀を乱すなど、周辺の迷惑となるような用途は禁止します。

1-1) 共同住宅等

1-1-1) 共同住宅等で、居住および事務所用途以外の、特に周辺の風紀を乱すような用途は禁止します。

1-1-2) 共同住宅等には、集合ポストを設置し、

ゴミ収集場所を確保してください。

1-2) 駐車場・駐輪場

居住用の立体駐車場は2層までとします。共同住宅等で大型の駐車場を確保する場合には、周辺への日照、騒音、交通環境等に配慮し、近隣住民との合意形成を図ってください。

1-3) その他

1-3-1) 地域住民や事業者等に威圧感を与えたり、危害を加える恐れがある施設は禁止します。

1-3-2) 本協定に定めのない事項は、「町づくり委員会」と協議し、必要な措置をとることとします。

第2 建物の形態・意匠について

2-1) 建物のデザイン・色彩

外壁、屋根のデザイン・色彩は、刺激的な形状や原色の多用を避け、周辺との調和を図ってください。特に住宅の1階部分は、それぞれの通りにふさわしいデザインとなるように配慮してください。

2-2) 垣、フェンス等

地震等の災害に備え、町並みの安全性を高めるために、道路沿いにはブロック塀や石垣の設置は避け、生け垣または植栽を施したものとしてください。

2-3) 照明灯の設置

防犯に配慮して、歩行者が夜間でも安心して通行できるように、門灯、玄関灯、軒下照明などを設置し、日没から日の出までは連続して点灯してください。

2-4) 無線・テレビアンテナ等の設置

著しく景観を阻害するようなアンテナ等の設置は控えてください。

第3 屋外広告物等について

周辺との調和を乱すような屋外広告物等の設置は禁止します。また、住宅の屋根・屋上等への屋外広告物等の設置は禁止します。

第4 緑化について

屋上や敷地内の緑化に努めるとともに、バルコニー・玄関など通りに面したところは花で飾り、道行く人々に心の安らぎを与えましょう。

第5 自動販売機について

自動販売機の設置は可能な限り避け、設置する場合は騒音やゴミの散乱に配慮してください。

住まい方のルールを守って、安全で心地よく（ゴミ・騒音等）

第6 町づくりの推進について

6-1) 町づくりを推進するために、適用区域内の住民、事業者はもちろんのこと、地権者・建物所有者なども元町自治運営会へ入会し、町づくりへの協力をお願いします。

6-2) 賃貸物件所有者は、その賃貸物件使用者に対して、元町自治運営会に入会することを賃貸契約上に明記し、会費等の徴収と支払業務を代行するか、管理会社にその業務を依頼してください。

6-3) 分譲集合住宅を建築する場合、その販売時点で物件購入者に対して元町自治運営会に加入することを建物売買契約上に明記してください。また、建物完成後の管理計画を事前協議の際に提出してください。

第7 ゴミの処理について

7-1) 家庭ゴミは、収集日の指定時間までに、指定された収集場所に出してください。

7-2) ゴミ出しは横浜市で定めたルールを守り、減量化、発生抑制、分別・リサイクル等による省資源化に協力願います。

7-3) ゴミ収集場所への前日からのゴミ出しは禁止します。

7-4) ゴミ収集場所は、利用者が協力し合って、散乱防止、清潔美化に努めましょう。

第8 街路及び建物の美化について

8-1) 自宅前の歩車道の清掃は、お互いに近隣と協力し合って毎日行ないましょう。

8-2) 敷地内および周辺の花木は、いつもきれいに手入れしましょう。

8-3) 落書きは放置せず、消し取るなど速やかな対応を心がけましょう。

第9 ペットの飼育について

[主旨・総則]

ペットは近隣の迷惑にならないよう、節度を持って飼育しましょう。猛獣、爬虫類など、人に危害を与える可能性の高い動物の飼育は禁止します。

9-1) 猫の飼育・野良猫の世話

9-1-1) 残った餌は早めに始末して放置しないでください。

9-1-2) 排泄物などの清掃を行ない、地域の衛生面に留意してください。

9-1-3) 出来るだけ避妊手術を施し、野良猫を殖
やさないように心がけましょう。

9-2) 犬の飼育

9-2-1) 放し飼いにはしないでください。

9-2-2) 散歩中はリードを付け、排泄物は必ず持
ち帰ってください。

第10 騒音への配慮について

大音量での楽器演奏や音楽鑑賞、自動車やオートバイなどの空ぶかし、花火・爆竹の使用など騒音の原因となるような行為は禁止します。

第11 寝具や洗濯物などへの配慮について

寝具や洗濯物を干す場合は、通りから見えないように工夫するなど、景観に配慮してください。

第12 空地・空きビル等について

空地・空きビル等になった場合は、雑草地とならないようにしてください。また、治安上や美観の観点からも問題が起きないよう、所有者は適切な維持管理をしてください。

第13 防災について

地震・火災等の緊急時は、ヨコハマ元町震災協議会の防災マニュアルに従ってください。

附則

本協定は、平成16年1月1日より施行されました。

平成21年5月30日、一部改定。

平成27年3月4日、一部改定。